

令和2年度



保育施設入所案内

富谷市 保健福祉部 子育て支援課
TEL: 022-358-0516
FAX: 022-358-9915

～保育所の役割～

保育所は、保護者が働いていたり、あるいは病気にかかっていることで、家庭での保育ができない(保育に欠ける)お子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

～市立保育所・認可保育所・小規模保育園・認定こども園一覧～

区分	名称	所在地	TEL	定員	開所時間(平日)	開所時間(土曜)	保育対象年齢
市立	富谷保育所	富谷狸屋敷30番地	358-1699	70名	7:15～19:00	7:15～17:30	生後6ヶ月から 就学前まで
	富ヶ丘保育所	富ヶ丘三丁目1番38号	358-3288	70名			
	東向陽台保育所	東向陽台三丁目17番3号	373-9733	60名			
	成田保育所	成田三丁目15番地7	348-3216	120名			
私立	上桜木果樹園の森こども園	上桜木二丁目1番地9	348-7360	136名	7:15～19:15	7:15～18:15	生後6ヶ月から 就学前まで
	明石台若樹の森こども園	明石台四丁目3番地3	374-5627	126名			
	とみや杜の橋こども園	杜乃橋二丁目11番地6	348-5101	80名			
	明石台わか葉保育園	明石台七丁目2番地2	341-0740	162名			
	富ヶ丘菜の花保育園	富ヶ丘三丁目1番28号	341-0059	54名			
	富谷ひよこ園	成田四丁目18番地5	347-3394	20名	7:00～19:00	7:00～18:00	生後3ヶ月から 就学前まで
	ぶらむ保育園富谷	大清水一丁目9番地8	358-7666	50名			生後2ヶ月から 就学前まで
	くまちゃん保育園	明石台五丁目35番地11	725-6958	19名	7:00～19:00	7:00～17:00	生後6ヶ月から 2歳児まで
	大清水ぞうさん保育園	大清水二丁目22番地1	341-5708	16名	7:15～18:15	7:15～17:15	生後2ヶ月から 2歳児まで
	富谷ひよこの里	成田一丁目6番地1	341-3046	19名	7:00～19:00	7:00～18:00	生後2ヶ月から 2歳児まで
	(仮称)ひよこのおうち	成田一丁目6番地1	未定	19名	7:00～19:00	7:00～18:00	生後2ヶ月から 2歳児まで
	(仮称)キッズフィールド大清水園	大清水二丁目13番地2	341-8908	19名	7:15～19:15	7:15～18:15	生後6ヶ月から 2歳児まで

※上桜木果樹園の森こども園、明石台若樹の森こども園、とみや杜の橋こども園は、2・3号認定(保育認定)の開所時間・定員です。

※(仮称)ひよこのおうち、(仮称)キッズフィールド大清水園は令和2年4月1日開所予定の小規模保育園です。

※施設の見学を希望される場合は、事前に施設にご連絡ください。

～家庭的保育室一覧～

富谷市が認定した家庭的保育(保育ママ)の居宅で最大5人までのお子さんを補助者とともに、預かり保育します。(保育対象年齢:生後6ヶ月から2歳児まで)

らびっと保育室
(あけの平三丁目)

保育室ハック
(日吉台二丁目)

ぼんぼこ保育室
(鷹乃杜四丁目)

※家庭的保育室の見学を希望される場合は、子育て支援課にご連絡ください。

1. 申請手続き・流れについて

富谷市では、1ページ目に記載の17保育施設について、下記のように申込みを受付けます。

受付場所・・・子育て支援課、各保育所

受付期間については、下記の2通りあります。

①【4、5月（年度初め）入所を希望する場合】

一次審査受付期間：令和元年10月21日（月）から令和元年11月8日（金）まで
【期限厳守】

- ※やむを得ず、提出書類が期限内に揃わない場合は締切り前に子育て支援課にご相談ください。
- ※申込み時点では富谷市に住民票がなくても、転入予定があれば申込みは可能です。
- ※原則として郵便による受付はしていませんが、窓口への提出が困難な場合はご相談ください。
- ※申込期間を過ぎてからのお申込みについては、審査が二次審査となります。受付期間は、令和元年11月11日（月）～令和2年1月31日（金）です。3月上旬頃に結果を通知します。
- ※令和2年2月1日以降は、5月入所希望からの受付となります。

【保護者面接】（12月初旬～中旬）

保育所入所申込書の内容や提出書類を確認します。
新規入所申請者は、お子さんと一緒に面接を受けていただきます。日程が決定次第、ご案内いたします。
※平日に実施しますので、ご協力をお願いいたします。

【保育所入所選考会】（1月中旬～下旬）

保育所入所申込書の内容に基づき、市が入所選考会を実施します。

入所可能の場合

「保育所入所承諾書」により通知します。

入所不可の場合

「保育所入所保留通知書」により通知します。
※入所保留者は自動的に二次審査に移行し、3月上旬頃に再度入所調整を行います。

②【6月～3月（年度途中）入所を希望する場合】

受付期間：入所を希望する月の、前月の10日まで

ex) 8月入所を希望する場合は、7月10日が締切日です。

審査・入所選考（審査結果は締切日の1～2週間後を目安に通知します）

入所可能の場合

申請者の意向確認後、保育所にて面接を実施
※面接の結果、入所不承諾となる場合があります。

入所不可の場合

「保育所入所保留通知書」により通知します。
※申請取り下げの申し出がない限りその後、年度末まで毎月審査を行い、毎月結果を通知します。

《注意点》

- ・入所申請の取り下げをする場合は子育て支援課にご連絡ください。
- ・保育所の入所申し込みは、継続児であっても年度毎に必要です。
- ・入所審査は先着順ではありません。
- ・入所（申込）後、世帯状況や同居者の状況に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・お子さんにとって保育所に入るといった生活環境の変化は、大きな負担となります。

そのため富谷市ではお子さんが環境に慣れるまで徐々に保育時間を延ばしていく『慣らし保育』の期間を設けています。（慣らし保育の期間には個人差がありますが、おおよそ入所後1週間～2週間程度です）

- ・申込み内容に虚偽が認められた場合は、ご利用をお断りすることがあります。

2. 提出書類について

- ①教育・保育給付認定・変更申請書
- ②保育所入所申込書兼家庭状況調査書
- ③児童発育調査票
- ④保育に欠ける状況を確認する書類 ※同居している方は子を除き全員分必要です。（下記別表1参照）
- ⑤令和元年度(平成31年度) 市町村民税課税(非課税) 証明書
 - ※令和元年1月1日に住民票がある市区町村で証明を受けられます。取得方法等の問い合わせは、証明書の発行先の市区町村へお問い合わせください。
 - ※令和元年1月1日に富谷市に住民票がある場合、富谷市役所税務課、市民課、各出張所で発行可能です。
 - ※両親ともに課税(非課税)証明書は必要です。また、ひとり親家庭で祖父母と同居している場合は、父又は母分と祖父母の課税(非課税)証明書が必要です。
- ⑥入所申込みにあたっての意向確認兼同意書
- ⑦マイナンバー記入用紙
- ⑧申請保護者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等)
- ⑨申請保護者の身元確認書類(運転免許証、パスポート等)

(別表1)

証明書類	状 況	就 労	出 産	病気等 心身の 障がい	病人等 の看護	就 学	備 考
就 労 証 明 書		○					勤務先の証明印が必要
母子手帳の写し			○				出産予定日の記入があるページの写し
疾病等の証明書				○	○		身体障害者手帳、介護保険認定証の写し、診断書等
通学(園)証明書						○	在学(園)証明書、学生証の写し

3. 保育の必要性の認定について

保育所、幼稚園、認定こども園等の利用を希望する場合は、以下の3つの区分に応じた認定を受ける必要があります。

認定区分	内容
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合。
2号認定 保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合。
3号認定 保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合。

4. 保育所入所基準

保育所に入所できる児童は、富谷市に住民票がある方で、児童の保護者が次のいずれかに該当し、家庭で保育することができない場合です。

- 就 労
(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

5. 入所決定方法

提出していただいた書類の審査及び面接等の結果、以下の富谷市保育所入所選考基準表に基づき、入所を決定します。入所申込者多数の場合は、課税証明書により、所得の低い世帯が優先となります。

保育所入所基準		父、母又は保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保育にあたれない理由)					
番号	類型	細目		摘用	入所指数	優先順位	入所期間
1	家庭外労働等	外勤	8時間以上	自給、日雇等の雇用形態で常用と比較して労働時間の短いもの、及びその他の不安定就労者であって、その従事時間の実態による	9	2	12ヶ月以内
			6時間以上		7	4	
			4時間以上		6	5	
		自営	本人	居宅外の自営で、主たる自営者であるもの 居宅外の自営で父等主たる従事者に協力して従事しているもの	9	2	
			家族(協力者)		8	3	
		就労先確定	すでに勤務することが内定しているもの	6	5		
2	家庭内労働	自営	本人	居宅内の自営で、主たる自営者であるもの。 居宅内の自営で父等主たる従事者に協力して従事しているもの。	9	2	12ヶ月以内
			家族(協力者)		7	4	
		農業	日々農作業に従事するもの	8	3		
		内職	8時間以上	家計の維持を目的としてメーカー、問屋、又は直接需要者から依頼され、居宅内で物品の製造加工に日々従事するもので従事時間による	6	5	
			4時間以上		5	6	
		3	母の出産等	出産前2ヶ月、出産後3ヶ月	9	2	
4	主たる保育者の療養等	疾病入院	1ヶ月以上の入院	10	1	12ヶ月以内	
		居宅療養	常時臥床	疾病の概ね1ヶ月以上の常時臥床	10		1
			精神・結核	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	8		3
			一般療養	医師が概ね1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの	6		5
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的に通院を要するもの	3		8
		身体療養	1・2級	身体障害者手帳所持者及び同程度と判断できるもの	10		1
3級	7		4				
4級以下	5		6				
5	病人の介護等	入院付添	概ね1ヶ月以上親族の入院・付添にあたっているもの	10	1	12ヶ月以内	
		居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっているもの	6	5		
		心身障害者の介護	心身障害者の介護、通園、通院、通学にあたっているもの	10	1		
		寝たきり老人の介護	同居の寝たきり老人の介護に常時あたっているもの	10	1		
6	家族の災害	家族の災害	火災・風災害等で家屋が失われ復旧にあたる場合	10	1	12ヶ月以内	
7	就学等	就学技術取得	上記1の家庭外労働に準ずる	上記1と同じ			
8	求職	求職のため日中、外出を常態	生計中心者	8	3	2ヶ月以内	
			生計中心者以外	5	6		
9	調整基準	児童自身の特殊事情	心身の障害によるもの(障がい児審査会に付議)	5			
		兄弟姉妹による申込み	兄弟姉妹との調整(兄弟姉妹で入所可能な保育所がある場合)	3	以内で調整		
		世帯の事情	母子・父子家庭	父・母との死別、離別、行方不明等	14		
			生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	5		
			その他	地域、家庭の危険度及び経済的困窮	3		
		就労日数	月16日～19日	パート、自営業、農業、内職等の月平均就労日数の実態による	-1		
			月13日～15日		-2		
			月13日以下		-3		
同居者(世帯分離も同居とみなす)	65歳～69歳	就労等をしておらず保育することが可能な同居親族	-1				
	60歳～64歳		-2				
	55歳～59歳		-3				
	54歳以下		-4				

※この表の適用にあたっては、まず1～8の基本基準のいずれかに該当していることを確認し、これに対応する入所指数を把握する。

なお、9の調整基準に該当する世帯である時は、その該当する入所指数を把握し基本基準の入所指数と合算する。

次に、入所指数の高い順に保育所運営会議に提出する名簿に登載する。この場合入所指数が同じである時は優先順位の高い順に登載する。

また入所指数・優先順位とも同じである時は所得(保護者合算)の低い順に登載する。

6. 保育料（保護者負担金）について

保育料（保護者負担金）は、所得に応じた課税状況によって、下の基準表に則り決定されます。

- 「保育料決定通知書」はそれぞれ4月中旬頃、9月中旬頃に通知します。

令和2年4月～令和2年8月の保育料：令和元年度市町村民税の課税額によって決定

令和2年9月～令和3年3月の保育料：令和2年度市町村民税の課税額によって決定

※子ども子育て新制度により、9月分の保育料から参照する課税年度が切り替わります。

- 多子軽減措置について

未就学児から数えて2人目は半額、3人目以降は無料です。ただし、下記に該当する世帯は異なります。

①所得割額が57,700円未満の世帯で、在園児に兄弟姉妹がいる世帯について、多子のカウント対象の年齢制限を撤廃。

②下表の7階層以下で、ひとり親世帯・同一世帯に障害児（者）のいる世帯について、第1子の保育料は半額、第2子移行の保育料は無料です。

※市内の認可保育所等に兄弟姉妹が通っている場合は、自動的に多子軽減制度が適用されますが、幼稚園に通っている場合等は別に申請が必要となります。申請書類は園に備えてあります。

階層	階層認定の基準（父母及び同一生計世帯の家計の主宰者である扶養義務者の合計額）	利用者負担額（月額）					
		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		3号認定（保育利用）		2号認定（保育利用）			
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯であって、かつ、母子世帯（父子世帯）又は在宅障害（者）児のいる世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
3	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
4	市町村民税均等割課税のみの世帯	8,000円	5,800円	0円	0円	0円	0円
5	市町村民税所得割額24,000円未満の世帯	12,000円	8,700円	0円	0円	0円	0円
6	市町村民税所得割額48,600円未満の世帯	16,000円	11,600円	0円	0円	0円	0円
7	市町村民税所得割額48,600円以上77,100円未満の世帯	20,000円	14,500円	0円	0円	0円	0円
8	市町村民税所得割額77,100円以上97,000円未満の世帯	26,000円	18,900円	0円	0円	0円	0円
9	市町村民税所得割額97,000円以上169,000円未満の世帯	32,000円	23,200円	0円	0円	0円	0円
10	市町村民税所得割額169,000円以上211,200円未満の世帯	40,000円	29,000円	0円	0円	0円	0円
11	市町村民税所得割額211,200円以上301,000円未満の世帯	44,000円	32,000円	0円	0円	0円	0円
12	市町村民税所得割額301,000円以上397,000円未満の世帯	50,000円	36,300円	0円	0円	0円	0円
13	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	54,000円	39,200円	0円	0円	0円	0円

※上記の所得割額は、税額控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金等税額控除・外国税額控除）前の額となります。

また、幼児教育・保育無償化により3歳以上児と0～2歳児の非課税世帯についても保育料が無料となりますが、下記の点にご注意ください。

- これまで保育料の一部に含まれていた副食費（おかず代）は無償化の対象外となります。そのため、3歳以上児は引き続き主食費（1,000円）が徴収されるほか、副食費（4,500円）もお支払いいただきます。
- ただし、①もしくは②に該当する方は**副食費の徴収が免除**されます。
 - ① 3歳以上児の所得割額が57,700円未満の世帯（ひとり親・同一世帯に障害児（者）のいる世帯は7階層以下）
 - ② 0～2歳児の非課税世帯

※保育料は在籍（休所）日数に応じて日割計算されます。

7. 延長保育料について

延長保育料は、所得に関係なく一律となっております。

- 児童1人目は月3,000円、2人目以降は月1,500円ずつ負担していただきます。

（注1）日割り額はございません。

（注2）保育料が0円の場合は、延長保育料も0円となります。（多子軽減措置によるものをのぞく）

（注3）私立保育園にて利用希望の場合は保育園にお問い合わせください。

8. 保育時間・休園日

保育を必要とする時間は2区分に分けられます。

- ① 保育標準時間 開所時間から11時間（7:00～18:00 or 7:15～18:15）

対象保護者：就労（月120時間以上）、母親の出産、疾病等

- ② 保育短時間（8:30～16:30）

対象保護者：就労（月64時間以上120時間未満）、育児休暇中の継続利用等

- Q. 「来月から育児休暇を取得予定であるが、現在標準時間認定を受けている。短時間認定を受けるにはどのような手続きが必要ですか」
- A. 「保育時間変更申請書の提出により認定を変更することが可能です。各保育所にある申請書に記入のうえ保育所にご提出ください。入所中に育児休暇を取得する場合、育児休暇中の入所継続申請書の提出をする必要がありますが、保育時間変更申請書が未提出であると、認定は変更されませんのでご注意ください。」

休園日は、日曜日、年末・年始（12月29日～1月3日）です。

9. 保育料滞納世帯の取り扱いについて

保育料を滞納すると、督促状を子育て支援課よりお送りします。督促状を受け取ったにもかかわらず納付がない場合は、滞納処分を受ける対象となります。

また、在所中で保育料に滞納がある世帯については、保育料納付者との公平性を著しく欠くこととなるため、次年度の継続入所を検討させていただきます。

保育料は、保育所の適切な運営に必要な財源です。納期限までに必ず納めてください。

子育て支援サービス

【一時保育】

保護者の方が、就労及び疾病などにより、緊急に家庭での保育が困難なお子さんを、一時的に保育します。
※事前に登録が必要です。詳しくは下記実施保育所へお問合せください。

＜実施施設＞

◆成田保育所 TEL 348-3216
◆富ヶ丘保育所 TEL 358-3288



＜内容＞

実施時間 7:30~18:00
1日あたりの料金 0~2歳児 2,200円
3歳以上児 1,100円
※飲食費として別に、1日300円が必要です。

◆上桜木果樹園の森こども園
TEL 348-7360



実施時間 8:30~17:30
1日あたりの料金 0~2歳児 2,500円
3歳以上児 1,500円
※飲食費を含みます。お昼寝用布団リース料として月額240円がかかります。

◆明石台わか葉保育園
TEL 341-0740



実施時間 8:30~17:30
1日あたりの料金 0~2歳児 2,500円
3歳以上児 1,500円
※飲食費を含みます。

【病後児保育】

富谷市在住のお子さんが病気回復期で、集団保育が困難な時期を一時的に預かり、保護者の子育てと仕事等を両立するためのお手伝いをします。

＜実施施設＞

◆タウンクリニックえん(病児も対象) 住所 富谷市明石台七丁目1番地5 TEL 022-358-1976	◆五十嵐小児科 住所 仙台市泉区高森4丁目2-536 TEL 022-377-4813
◆宮城県済生会こどもクリニック 住所 仙台市宮城野区東仙台6-1-1 TEL 022-293-1281	◆てらさわ小児科 住所 仙台市青葉区中山2-26-20 TEL 022-303-1515

＜利用料金＞直接施設へ2,000円をお支払い下さい。

尚、食事代・医療代・ミルク代は別途料金になります。

＜利用方法＞直接実施施設へ連絡のうえお申し込み下さい。

尚、利用申請書については、各保育所・子育て支援課・実施施設にあります。

【ファミリー・サポート・センター】

子育てを地域でお手伝いし、支え合いが出来るよう「子育ての支援を受けたい方（利用会員）」と「子育ての支援をしたい方（協力会員）」が会員組織で運営します。

＜利用時間＞

午前7時～午後9時まで

＜こんなときに利用できます＞

- ・残業の時、保育園に迎えに行ってもらい、仕事が終わるまで預かって欲しい。
- ・早番の朝、保育園に送り届けて欲しい。 etc...

＜利用料金＞

利用時間帯区分		1時間あたりの報酬額
平日（月～金）	午前7時から午後7時まで	600円
	午後7時から午後9時まで	700円
土・日・祝日及び年末年始	午前7時から午後9時まで	700円

※詳しくは、「とみや子育てファミリー・サポート・センター」へお問合せください。

住所：富谷市富谷西沢13番地（社会福祉協議会内） TEL：022-358-3981